

酒々井町の国民健康保険の減免について

対象となる要件に当てはまると思われる方は税務住民課の税の窓口にご相談ください。下記以外の減免については健康福祉課国保年金班で受け付けます。

対象となる条件	所得の基準	減免割合
自然災害等により受けた損害金額(保険金等により補填される金額を除いた額)が、その資産の価格の 30%以上のとき	全世帯	損害の程度が 30%以上 50%未満の場合 →50%の減免 損害の程度が 50%以上 の場合 →100%の減免
刑務所等で服役(収監)中の場合で、国民健康保険の給付の制限を受けるとき	なし	給付の制限を受ける期間の全額
世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、または地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者になったこと、若しくは 60 日を超える入院をしたことにより、所得が前年に比して、60%著しく減少したとき	①預貯金額が 6 0 万円(扶養親族がいる場合は一人につき 2 7 万円加算した額)以下の方 ②前年分の総所得金額が 700 万円以下	減少割合が 60%以上 80%未満の場合 →課税状況により 40%～ 80%の減免 減少割合が 80%以上の 場合 →課税状況により 60%～ 100%の減免 ※所得割額のみ減免
解雇、倒産等による失業および事業の休廃止等により、所得が前年に比して 60%著しく減少したとき	①預貯金額が 6 0 万円(扶養親族がいる場合は一人につき 2 7 万円加算した額)以下の方 ②前年分の総所得金額が 700 万円以下	減少割合が 60%以上 80%未満の場合 →課税状況により 40%～ 80%の減免 減少割合が 80%以上の 場合 →課税状況により 60%～ 100%の減免 ※所得割額のみ減免

(注) この減免を受けるには申請が必要となります。

問い合わせ先：酒々井町税務住民課住民税班 043-496-1171
(内線 113)